

# 活 動 方 針

(平成13年4月1日～平成14年3月31日)

近年のわが国経済は、国際化の進展、IT革命の急激な進行、規制緩和による競争の激化、流通構造の変化、環境・リサイクル問題、労働時間の短縮等、急激な構造変化の渦中にあり、中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。

このような社会背景のもと、変化の速い時代に中小企業が適切に対応していくことが求められております。企業が経営目標を設定し自らの経営資源を最大限に活用し、機動性を発揮して、経営革新に取り組むことが必要になっております。

また、ここ1～2年で労働時間短縮が急速に進んでおり、わが国勤労者1人当りの年間総労働時間は、平成10年に21時間短縮され、はじめて1800時間台に突入しましたが、11年にはさらに37時間も短縮が進み1842時間となって、皮肉にも長引く不況の中で、国のかつての目標であった1800労働時間の実現に向けて、急速に歩みを進めています。

もっとも、時短が進んでも、人々は「余暇時間が増えた」のではなく「減った」という感じ方を一層強めています。厳しい経済環境や職場環境の中で、将来への不安が、時間的・精神的なゆとりを失わせているようであります。

こうした状況の中で、余暇活動の参加人口や余暇消費も低調となっています、しかし一方では、今日の時代と消費者ニーズに合った新しいサービスを提供しているところは好調のところもあり、見方を変えれば活路を見出すチャンスでもあると思われまます。

「テニス」は、身近で手軽に楽しめるだけでなく、性別や年齢にとらわれず楽しめるスポーツであり、余暇・生活時間の創造・活用、コミュニケーションの手段として多くの人々に親しまれていることから“生涯スポーツ”の代表として業界関係者の努力如何でより広く浸透させ需要を高めることが可能であると考えております。

そこで本協会の平成13年度の基本方針としては、以上のようなテニス事業を取り巻く現況を踏まえ、地域ならびに地区事業協会及び各種関係団体との緊密な連携による機動的な活動により、テニス事業者の経営動向や愛好者のニーズを的確に把握し、諸問題解決へ向けての取り組みを強化し、テニス事業の安定的発展を目指すものであり、来年の協会設立10周年に向け、その準備期間と位置付け10周年記念事業との関連を視野に入れた活動をしようとするものです。

特に本協会の組織拡充につきましては、昨年度賛助会員の規程を改訂し、多くの関係企業にご参画をいただく予定であり、正会員についても規程等の見直しを含め対応を検討する予定であります。

そして、協会の組織力を活かし今年度より、会員事業所間ネットワーク化「JTIA CLUB NET」を実施するとともに、事業者にとって役に立つ、より具体的な経営改善に必要な情報提供に重点を置いた活動を展開してまいります。

また、例年取り組んでいる税制問題については従来の活動に加え、今年度は社団法人スポーツ産業団体連合会を通じ“スポーツ産業を取り巻く税制”（仮称）というテーマでの調査研究（来年度実施予定）を行う為の準備をし、この問題をより拡大・発展をさせる予定であります。

同じくここ数年の課題である公共施設問題については、引き続き各地の事例収集を行い、行政や管理団体への建議・陳情を行います。

さらに、テニス界全体の発展を目的に、平成10年度より取り組んでいる『テニスの日』の活動も今年で4年目となり、テニス関係者が一致団結をしての活動も徐々に浸透されつつありますが、より一層の発展を目指し推進していきたいと考えております。なお、財団法人日本テニス協会の協力を得た上で、ホームクラブ制度の導入に向けて準備を進めています。

また、昨年度の地域青少年育成支援に関する調査事業結果を基に、今後重点的に推進すべき施策である、中学生を中心とする部活動支援や地域スポーツ活動支援を円滑に行うために「テニス&スポーツ振興会」を組織し、本協会を中心に財団法人日本テニス協会とも連携をし全国的な展開に向けての体制作りを行う予定であります。

その他、各委員会活動においても、例年通り取り組みます。

**社団法人日本テニス事業協会**  
**平成13年度 事業計画書**  
(平成13年4月1日～平成14年3月31日)

**1. テニス事業に関する調査及び研究（定款第4条第1号関係）**

---

- (1) テニス事業に係わる税金に関する調査及び研究
- (2) 公共施設問題に関する調査及び研究
- (3) キッズ・ジュニア育成に関する調査及び研究 **※新規**
- (4) シニア対応に関する調査及び研究 **※新規**
- (5) テニス事業に係わるコンサルティングに関する調査及び研究 **※新規**

**2. テニス事業に関する指導及び広報（定款第4条第2号関係）**

---

- (1) 情報紙の編集発行
- (2) 各種スポーツ産業調査資料の配付
- (3) テニス施設総合補償制度の実施
- (4) ホームページの編集・公開及び作成・設置の推進
- (5) テニス事業者による地域青少年育成支援への取り組みに関する指導 **※新規**
- (6) ファックス通信の発行 **※新規**

**3. テニス事業に関するセミナー、研修会等の開催（定款第4条第3号関係）**

---

- (1) テニス産業セミナーの開催
- (2) テニスクラブ・スクール管理者指導者研修会の地区開催
- (3) テニスコーチ大会の地区開催
- (4) 税制勉強会の開催
- (5) 経営勉強会の開催 **※新規**

**4. テニス事業に関する普及及び啓発（定款第4条第4号関係）**

---

- (1) テニスクラブチーム大会の地区開催および地域大会の開催
- (2) 身体障害者テニス大会の開催
- (3) テニスフェスティバルの地区開催
- (4) ワンデーテニストーナメントの地区開催
- (5) ジュニアテニス育成イベントの後援および開催
- (6) 消費者育成イベントの後援および開催
- (7) テニスの日記念イベントの開催
- (8) キッズ&ジュニアテニスカーニバルの開催
- (9) 地区活性事業大会の開催
- (10) JTIA CLUB NET（会員施設ネットワーク化）の実施 **※新規**
- (11) ホームクラブ制度の実施 **※新規**

**5. テニス事業に関する苦情処理等（定款第4条第5号関係）**

---

- (1) テニス消費者苦情電話相談センターの運営
- (2) テニス消費者苦情事例集の作成
- (3) テニス事業者からの相談対応

**6. テニス事業に関する内外関係機関等との交流及び協力（定款第4条第6号関係）**

---

- (1) 他機関からの情報の収集及び提供
- (2) テニス業界関係団体との協議機関の運営
- (3) 「テニス&スポーツ振興会」の活動支援 **※新規**

## 社団法人日本テニス事業協会 平成13年度 行事会議開催計画

| 平成13年度               | 行事・会議                            | 開催地  |
|----------------------|----------------------------------|------|
| 平成13年<br>6月6日(水)     | 平成13年度第1回理事会                     | 東京都  |
| 6月6日(水)              | 第9回通常総会                          | 東京都  |
| 5月中旬～<br>6月30日(金)    | 平成13年度土地に関わる租税負担実績調査             |      |
| 6月初旬                 | 平成14年度税制改正要望書提出(経済産業省宛)          | 東京都  |
| 随時                   | 2001税制勉強会                        | 各地   |
| 9月3日(月)              | 平成13年度第2回理事会                     | 東京都  |
| 9月中旬                 | 平成14年度税制改正要望書提出(自由民主党宛)          | 東京都  |
| 9月24日(祝)             | 2001「テニスの日」記念イベント                | 各地   |
| 9月21日(金)<br>～24日(月)  | 第7回全日本車いすテニス宮城大会<br>「仙台オープン2001」 | 宮城県  |
| 10月22日(月)<br>～23日(火) | 経営勉強会<br>(全国中小企業団体中央会補助金申請中)     | 東京都  |
| 11月初旬                | 平成14年度税制改正要望ヒアリング(自民党)           | 東京都  |
| 11月19日(月)            | 平成13年度第3回理事会                     | 東京都  |
| 12月24日(祝)            | キッズ&ジュニアテニスカーニバル                 | 東京都  |
|                      |                                  |      |
| 平成14年<br>2月18日(月)    | 第13回テニス産業セミナー                    | 神奈川県 |
| 月 日                  | 三役・委員長・副委員長会議                    | 東京都  |
| 月 日                  | 平成13年度第4回理事会                     | 東京都  |

### 平成13年度 地区・地域協会 事業開催計画

1. 日本テニスクラブチーム大会「地区大会」ならびに「地域大会」
2. 日本テニスコーチ大会「地区大会」
3. テニスクラブ・スクール管理者指導者研修会
4. ワンデーテニストーナメント「地区大会」
5. テニスフェスティバルの地区開催
6. 「テニスの日」記念イベントの開催
7. 消費者育成事業全般、コーチ研修事業等
8. その他

# 主な委員会活動計画

## 1. 総務委員会

### ①消費者育成イベント等の後援

テニス産業界が活性化するための要因の一つに、既存の施設や指導者を有効に利用した顧客育成事業を展開していくことにより、愛好者の拡大と新規需要の創出を図ることが不可欠であると思われまます。

消費者参加型のイベント展開により、より多くの国民にテニスを体験する機会を提供し、地域や消費者に今まで以上に密着した産業として健全な成長と発展を図り、もって国民生活のゆとりと豊かさに寄与・貢献し、テニス産業の安定的成長とテニスというスポーツの普及、振興を目的として関連団体等の各種イベントの後援をしていく予定であります。

### ②公共施設問題に関する調査及び研究(組織委員会共管)

各種調査においてテニス施設経営上の問題点として公共施設との競合があげられております。続々と開設される公共施設が民間施設と競合にならないほどの低額な利用料金であること、また、本来許可を得なければ運営できない商行為(スクール行為等)が行われていることなどが民間テニス施設の運営を圧迫している状況であり、実際に苦情や事例も確認されております。

平成10年度より始めました本活動をより積極的に推進しながら、各種団体との調整を図り、実情に応じて要望、陳情、抗議等を本協会ならびに地区協会において行う予定であります。

なお、本事業につきましては組織委員会との共管で進めて行く予定であります。

### ③入会金・会費規程見直しの検討

本協会が重要課題として取り組んでいるのが、税制問題(高額な固定資産税と高税率の相続税)と公営コート問題(低料金と白タク営業)であり、今後テニス事業者が将来に向けて事業を継続していく上でこれらの問題は必ず解決しなければならない問題であり、解決のためには本協会を中心として業界が一致団結して関係団体や各地方自治体に対応する必要があります。しかし、現在の状況と致しましては協会発足時330の加盟会員数が271会員と減少しており、全国にテニス事業を営む事業所が実質800~900有ると言われている中で、業界を代表する組織として、より効果的な活動をするためにも組織率を高めなければなりません。しかしながら、この厳しい経済情勢の中、多くのテニス事業所が閉鎖あるいは縮小を余儀なくされ、本協会の退会をせざるを得ない事業所が数多くあります。

また、本協会は社団法人という公益法人として、社団でなければ受け入れてもらえない、税制問題や公営コート問題にも積極的に取り組み徐々に成果を出しつつあります。このような活動を継続していくためにも本協会の組織作りが重要なところであります。

そこで本協会の組織率を高めるために、裾野を拡大し、入会しやすい料金体系に改訂をし、より多くの事業所に会員参加をしていただくことを目的とします。

については、本協会の財政状況が大変厳しい状況にあり、現在の会費収入のみでは今後の社団法人としての活動を維持することが困難な状況にあります。

以上の状況を踏まえ、入会金・会費規程(特に正会員)の見直しを検討するものであります。

### ④キッズ・ジュニア育成に関する調査及び研究 《新規》

近年、各方面において盛り上がりつつあるキッズ・ジュニア育成に関し、様々な情報や現状を調査・研究し、潜在化しているユーザーニーズに向けて情報公開をすることにより、テニス愛好者の裾野拡大に寄与することを目的に行う予定であります。

### ⑤シニア対応に関する調査及び研究 《新規》

今後ますます増加傾向にある高齢化社会に向けて、高齢者のニーズや対応方法に関する調査研究を行い、テニス事業者としてどのような取り組みをすることが出来るかということについての活動を行う予定であります。

## ⑥「テニス&スポーツ振興会」の活動支援 《新規》

平成12年度活路開拓調査・実現化事業の「テニス事業者による地域青少年育成支援への取り組みに関する調査研究事業」で得られた結果を基に、・日本テニス事業協会として重点的に取り組むべき施策として、テニスの普及・拡大にあたり、部活支援や地域スポーツ活動などを通してより多くのテニス活動の機会を積極的に提供していくことが必要であり、特に中学生においてはテニスをする機会が少ないことから、地域ごとに「テニス振興会」（仮称：任意団体）を組織し、地域の中学生がテニスをしやすい環境を作ることが望ましい。その際、本協会のリーダーシップのもと、・日本テニス協会と連携し全国的に実施をする必要があるとの結論でありました。

そこで本協会としては、「テニス&スポーツ振興会」の設立及び活動の支援を行う予定であります。

## ⑦テニス事業者による地域青少年育成支援への取り組みに関する指導 《新規》

平成12年度活路開拓調査・実現化事業の「テニス事業者による地域青少年育成支援への取り組みに関する調査研究事業」で得られた結果を基に、・日本テニス事業協会として重点的に取り組むべき施策として、上記「テニス振興会」以外の活動についても情報提供及び指導を行う予定であります。

## ⑧テニス事業に係わるコンサルティングに関する調査及び研究(組織委員会共管) 《新規》

テニス事業を展開するなかで直面する様々な問題に対し、本協会には相談窓口としての役割を果たすために必要な情報収集やコンサルティングの項目や講師等に関する調査及び研究を行う予定であります。

# 2. 組織委員会

---

## ①会員数拡大及び新規組織設立を目的とした推進運動

特に新規会員の獲得については、各々の事業者の活動地域に密着した地域テニス事業協会ならびに地区テニス事業協会の事業活動と連携をとり、候補者には各種の情報提供を行いながら地域・地区協会役員への訪問などを展開し、積極的に会員数の拡大を進めていく予定であり、特に本協会の事業内容に興味を示した未加盟事業所には、より丁寧な対応をしていく予定です。

また、テニス事業者相互の活動拠点作りとも言える新規組織設立の推進運動も継続して取り組んで参ります。本年度も既存の組織、同種の団体の有無を探ることはもとより、当該地区のまとめ役を果たしてくれるような人材情報の収集を積み重ね、重点地域を選定し連絡調整を行った後に訪問を行うなど効果の得られる手法の研究と実践を行う予定であります。

## ②公共施設問題に関する調査及び研究(総務委員会共管)

各種調査においてテニス施設経営上の問題点として公共施設との競合があげられております。続々と開設される公共施設が民間施設と競合にならないほどの低額な利用料金であること、また、本来許可を得なければ運営できない商行為（スクール行為等）が行われていることなどが民間テニス施設の運営を圧迫している状況であり、実際に苦情や事例も確認されております。

平成10年度より始めました本活動をより積極的に推進しながら、各種団体との調整を図り、実情に応じて要望、陳情、抗議等を本協会ならびに地区協会において行う予定であります。

なお、本事業につきましては総務委員会との共管で進めて行く予定であります。

## ③【JTIA CLUB NET】(会員施設ネットワーク化)の実施 《新規》

各クラブの会員が転勤等でそのクラブを離れた際、新住所近隣の加盟クラブを紹介することにより、テニスそのものから離れてしまうことを防止する。(テニス人口の減少防止)

また、社団法人日本テニス事業協会加盟クラブであれば転勤や出張時にもフォロー体制があり、安心して入会できるというメリットを作り、社団法人日本テニス事業協会に加盟していることのメリットを活かし、加盟者相互扶助精神で一人のお客様を大事にする姿勢を重ねることにより、テニス愛好者に社団法人の存在そのものを認知していただく。

そして、社団法人に加盟していれば、常に新しい情報の入手と合わせて、お互いにお客様の

紹介も受けるチャンスがあるということのメリットを、既存の加盟者と未加盟者に認知していただくために、本年度より【JTIA CLUB NET】の名称で実施いたします。

#### ④ホームクラブ制度の推進 《新規》

プロテニスプレーヤー等と会員事業所がホームクラブ制度によって提携をすることにより、一般テニス愛好者との交流を図り、相互の信頼関係を作ることにより愛好者にテニスの新たな楽しみ方を提供し、所属する事業所に対する所属意識の高揚にも繋がるものと思われます。テニス界を活性化するための取り組みとして、今年度よりこの制度を積極的に推進していく予定であります

#### ⑤テニス事業に係わるコンサルティングに関する調査及び研究(総務委員会共管) 《新規》

テニス事業を展開するなかで直面する様々な問題に対し、本協会は相談窓口としての役割を果たすために必要な情報収集やコンサルティングの項目や講師等に関する調査及び研究を行う予定であります。

### 3. 税制委員会

---

#### ①テニス事業に関わる税金に関する調査及び研究

「平成13年度租税負担実績調査」として行います。テニス事業の経営者組織である本協会では、毎年、税制改正要望を関係各方面に提出しておりますが、この運動を更に力強く推進するためには、業界としても租税負担の現況を的確に捉えた資料を備える必要があり、今後の建議・要望・陳情活動をより効果的に行うことを目的として実施する予定であります。  
なお、調査結果は会員の皆様には調査報告書として配布いたします。

#### ②税制改正要望書等の提出

テニス業界のみならず他のスポーツ団体や関係団体と提携して、国民の余暇生活の充実、健康スポーツの場としてのテニス施設(民営スポーツ施設)に関わる税制改正や優遇についてを「平成14年度税制改正要望」として関係省庁や関連団体宛に提出する予定であります。

また、今年度は社団法人スポーツ産業団体連合会を通じて“スポーツ産業を取り巻く税制”(仮称)というテーマでの調査研究(来年度実施予定)を行う準備をし、テニス界のみならずスポーツ業界全体の問題として訴え、より大きな声とし世論を喚起していく方向で活動をしていきたいと考えております。

#### ③テニス事業を取り巻く税制勉強会について

現在のテニス施設経営を取り巻く税制は非常に厳しいものがあります。本委員会では税制改正要望活動を継続して展開しておりますが、事業者自らも自己啓発や研鑽に努め、現在の税制に対する理解と対策を講じていく必要があり、テニス事業者の方々々がテニス事業に関連する税制や、大きな問題でもある事業承継などに焦点をおいて、講演や事例紹介を中心とした「税制勉強会」を各地区単位で開催をしていただくための協力を行う予定であります。

### 4. 広報委員会

---

#### ①情報紙“JTIA News!”の編集と発行

本協会情報紙「JTIA News!」にて、下記のスケジュールにて会員事業所の運営に役立つ連載企画、各種情報、ニュース等々を掲載するなどして活動を進めていく予定であります。

- (1)「JTIA News!」VOL. 20号は2001年6月に発行予定
- (2)「JTIA News!」VOL. 21号は2001年9月に発行予定
- (3)「JTIA News!」VOL. 22号は2001年12月に発行予定
- (4)「JTIA News!」VOL. 23号は2002年3月に発行予定

#### ②消費者苦情電話相談センターの運営

昨今、クラブやスクールの運営や施設等において、それ自体あるいはそれから派生する様々

な問題について、消費者から苦情として取り上げられる事例が発生しております。これらの苦情は事業者の経営上ならびに運営上のやむを得ない事由に起因するものも含め多岐にわたっております。しかしながら、いかなる場合にも誠意を持って対応しなければ、処置を誤るという事態を招くことにもなりかねません。このような趣旨から、消費者苦情電話相談センターを運営していく予定であります。

### ③ホームページ編集・公開および作成・設置の推進(全国中小企業団体中央会補助金申請中)

本協会案内とともに各種情報の提供を目的としたホームページの編集・公開の充実に努め、情報化社会への対応を進めております。本年度はより積極的な情報提供を図っていくため、会員事業所のホームページ作成・設置の推進ならびに、インターネットの有効活用方法の調査研究を進めていく予定であります。

### ④ファックス通信の発行 《新規》

本協会情報紙の発行以外にもリアルタイムの情報発信手段として、本年度より試験的にファックス通信の発行を可能な範囲で行い、各会員事業所に対する情報提供をより素早く行う予定であります。

## 5. 研修委員会

### ①第13回テニス産業セミナーの開催

余暇時間の増加・健康志向の高まりにより国民の生活様式は変貌を遂げ、年々、多様化・複雑化の傾向を示し、特に生涯を通して親しみながら健康の維持をも果たすスポーツへの参加率は年々高まっております。

誰もが身近で手軽に楽しめるだけでなく、家族でも参加できる「テニス」というスポーツを事業・産業として普及・発展を図り、スポーツ産業・ビジネスとしてのテニス業界の活性化を促進させていくには、事業者団体の果たすべき役割は大きいものと考えられます。

そのためには、事業者ならびに従事者の資質向上を目的として、学識経験者、著名人、有識者の講演をはじめ事業者の事例紹介等により、テニスクラブ・スクールの管理運営の改善、経営基盤の安定、現状の把握と対策の検討をするセミナーを行なうことにより、テニス事業界の一層の躍進を目的として開催する予定であります。

開催組織：共 催 社団法人日本テニス事業協会／神奈川県テニス事業協会

後 援 経済産業省、社団法人日本プロテニス協会、その他

公 認 財団法人日本テニス協会

特別協賛 サントリー株式会社

協 賛 サントリーフーズ(株)、(株)ダンロップスポーツ、他

主 管 テニス産業セミナー実行委員会

会 期：平成14年2月18日(月)を予定

場 所：メルパルク横浜を予定

構 成：1. 講師による講演 2. 事業者による事例紹介  
3. 出席者による討論 4. テニス関連用品・機器等の紹介・展示  
5. 懇親パーティ

対 象：1. クラブオーナー 2. スクール代表 3. マネージャー  
4. テニスコーチ 5. スタッフ 6. テニス関連産業担当者  
7. その他一般

### ②テニスクラブ・スクール管理者指導者研修会の地区開催

テニスというスポーツを事業・産業として普及・発展を図り、スポーツ産業・ビジネスとしてのテニス業界の活性化を促進させていくには、事業に携わる者の果たすべき役割は大きいものと考えられます。

その事業としてテニスクラブ・スクールの経営を考えると、その内容・性格・特徴等を色々な角度から運営管理を含め検討していく必要があります。特に、実務の上で多くの消費者と接する機会の多い管理者や指導者的立場の方が担う役割は大きな比重を占めていくものと考え

られます。

そのためにも、管理者や指導者の資質向上を目的として、講師による講演をはじめ事業者の事例紹介、実技研修等を組み合わせることにより、テニスクラブ・スクールの管理・運営・指導面での改善とステップアップを行ない、今後のテニス事業一層の発展を目的とした研修会を各地区協会主催にて開催する予定であります。

開催組織：共催 地域・地区テニス事業協会／社団法人日本テニス事業協会  
特別協賛 (株)ダンロップスポーツ  
協賛 関係各社

会期：平成13年4月～平成14年3月を予定

場所：各地会場

構成：1. 講師による講演 2. 事業者による事例紹介  
3. 実技講習会 4. テニス関連用品・機器等の紹介・展示  
5. その他

対象：1. クラブオーナー 2. スクール代表 3. マネージャー  
4. コーチ・指導者 5. スタッフ

### ③経営勉強会の開催 《新規》（連合会研修事業：全国中小企業団体中央会補助金申請中）

テニス事業者が現在抱えている課題は大きく分けると、税制対策、公営コート対策、そして経営改善対策、の3点に集約されると思われます。なかでも3点目の経営改善対策については、テニス事業の業界傾向として、ビジネス手法の検討が遅れていると言われていています。事業者として打つべき対策は、ニーズに合わせた料金体系の改善、施設の改善、運営サービスの改善、サービス産業としての人材育成、地域社会の一員としての対応という5点に集約されますが、多くの事業者はどのように対策を講ずるべきか方向性を見いだせないでいるのが現状であります。

そこで、オーナー・支配人・マネージャー・ヘッドコーチという事業を運営する上で重要な役割を担っている管理者を対象に、分科会方式を取り入れて会員制クラブ・スクールのそれぞれの成功者の事例紹介や、事業者同士の連携を図るとともに、現状の経営スタイルを見直し、それぞれのテニス事業者が新たなる21世紀の効果的かつ具体的な経営戦略を策定することを目的に10月22日～23日に開催を予定するものであります。

## 6. 競技委員会

### ①第12回日本テニスクラブチーム大会の地区大会・地域大会の開催

地域・地区テニス事業協会加盟のテニス事業所チーム対抗戦を開催し、テニスクラブメンバーなどへ競技参加目標を掲げ、競技に参加できる環境を提供し、テニスを通じて地域間交流を促進しながら個別テニスクラブ・スクール及び業界組織の結束及び事業の活性化を促進させることを目的として開催する予定であります。

なお、本年度は全組織による地区大会の開催を目標として積極的に推進するとともに、地域ブロックによる地域大会の開催を目指し、将来の全国大会開催に向けての準備も行う予定であります。

開催組織：共催 地域・地区テニス事業協会／社団法人日本テニス事業協会  
特別協賛 (株)ダンロップスポーツ、サントリーフーズ (株)  
協賛 関係各社

会期：平成13年4月～平成14年3月を予定

場所：各地会場

### ②第12回日本テニスコーチ大会の地区開催

「テニスコーチの有する資質はテニスクラブ・スクールの運営をも左右する」といっても過言ではありません。指導者としての指導力や知識・教養を身につけ、接客サービスの手法や会話法を身につけるため、実技力向上の場とともに指導者としての資質向上や研鑽の場として、

各地区協会での開催を積極的に推進する予定であります。

開催組織：共 催 地区テニス事業協会／社団法人日本テニス事業協会  
特別協賛 (株) ダンロップスポーツ  
協 賛 関係各社  
会 期：平成13年4月～平成14年3月を予定  
場 所：各地会場

### ③2001ワンデーテニストーナメントの地区開催

テニスクラブのアイドルタイムを積極的に活用し、愛好者の施設来場頻度の増加を図りつつ、テニス愛好者の競技参加への意欲を増進させ、愛好者の拡大とテニス産業界の活性化を図ることを目的として、地区テニス事業協会内での幾つかの大会を連携することにより集客の効率化や次回出場の機会増加を図りながら開催をする予定であります。

開催組織：共 催 地区テニス事業協会／社団法人日本テニス事業協会  
特別協賛 (株) ダンロップスポーツ  
協 賛 関係各社  
会 期：平成13年4月～平成14年3月を予定  
場 所：地区テニス事業協会会員施設等  
参加対象：C級・D級（初級～中級まで）の女性テニス愛好者  
参加資格：当面は加盟・非加盟事業所を問わず、広くから募る  
使用球：ダンロップセントジェームスもしくはフォート  
競技方法：一日で終了するレディスダブルストーナメントを地区協会内にて連携

### ④第7回全日本車いすテニス宮城大会“仙台オープン”の開催(事業委員会主管)

## 7. 事業委員会

### ①2001テニスフェスティバルの開催

テニス産業界が活性化するための要因の一つに、既存の施設や指導者を有効に利用した顧客育成事業を展開していくことにより、愛好者の拡大と新規需要の創出を図ることが不可欠であると思われまます。

消費者参加型のイベント展開により、より多くの国民にテニスを体験する機会を提供し、地域や消費者に今まで以上に密着した産業として健全な成長と発展を図り、もって国民生活のゆとりと豊かさに寄与・貢献し、テニス産業の安定的成長とテニスというスポーツの普及、振興を目的として開催する予定であります。

テニスフェスティバルの内容は今後の誘客施策の一つとして、(1)未経験者への体験教室等、(2)幼児・年少者に対するショートテニス講習会等、(3)親子テニス教室・大会等、(4)一般テニス講習会・大会等、(5)プロ選手対戦コーナー、エキシビジョンマッチ、(6)即売会などを開催地区の実情に合わせて構成して実施する予定であります。

組 織：共 催：社団法人日本テニス事業協会／地区テニス事業協会  
後 援：(社)スポーツ産業団体連合会、(財)日本テニス協会、  
(社)日本プロテニス協会 他  
特別協賛：(株)ダンロップスポーツ、サントリーフーズ(株)  
協 賛：関係各社

### ②第7回全日本車いすテニス宮城大会“仙台オープン”の開催

この大会は、ハンディキャップテニスを通じて肢体に障害を持つ人々のスポーツ心を高め、身体障害者と健常者および身体障害者相互の理解を深め、体力・知力・技術の向上を図るとともに、社会参加に対する意欲を喚起し、さらに全国にハンディキャップスポーツの仲間を広げることにより、広くテニスを普及させることを目的として開催する予定であります。

組 織：共 催 社団法人日本テニス事業協会／東北車いすテニス協会  
後 援 宮城県、仙台市、その他関係団体  
協 賛 財団法人中央競馬馬主社会福祉財団、

(株)ダンロップスポーツ 他  
協 力 岩手県テニス事業協会 他  
期 日：平成13年9月21日(金)～24日(月)を予定  
会 場：仙台市泉総合運動場、シェルコムせんだいを含む3会場を予定

### ③キッズ&ジュニアテニスカーニバルの開催

近年、低年齢層に向けて用具の開発や指導技術の策定が進んできている分野で、新たな楽しみ方を提供することにより、キッズ・ジュニア層の愛好者を新たに創出し、テニス産業の底辺拡大を図ることを目的として、①キッズ入門テニス、②ジュニア入門テニス、③親子入門テニスを参加無料で開催し、カーニバル参加後にはテニス愛好者となるような事業として行く予定であります。

組 織：主 催 社団法人日本テニス事業協会  
後 援 東京都、・日本テニス協会、・日本プロテニス協会  
ショートテニス振興会、他  
特別協賛 (株)ダンロップスポーツ、サントリーフーズ(株)  
協 力 MXテレビ  
運営主管 東京都テニス事業協会  
期 日：平成13年12月24日(月・祝)を予定  
会 場：国立代々木競技場 第2体育館を予定

### ④テニス施設総合補償制度の実施や各種テニス関連用品・物品の販売の展開

- (1)テニス施設総合補償制度の加入促進  
(協力：東京海上火災保険株式会社)
- (2)会員管理運営ソフト“スマッシュクラブ2000”の斡旋販売
- (3)ターボテックス他のテニス関連用品や物品の斡旋販売

### ⑤地区活性事業大会の開催

各地区における事業活性化に向けて、新規愛好者の創出を目的に行う大会等の開催を各地区において開催していく予定であります。

## 8. テニスの日特別委員会

### ①2001『テニスの日』記念イベントの開催

本協会は、財団法人日本テニス協会、社団法人日本プロテニス協会、日本女子テニス連盟、全日本学生テニス連盟、全日本学生庭球同好会連盟、全国高等学校体育連盟テニス部、社団法人全国高等専門学校体育協会テニス部、全国中学校テニス連盟、日本車いすテニス協会とテニス用品企業、プロプレーヤーとともに発足した「テニスの日推進協議会」（日本テニス振興協議会より改名）の活動を、積極的に推進していきます。

同協議会は、ナショナルスポーツとしてのテニスの一層の普及と、さらなる健全な発展を考える機関として機能する予定ですが、まず、テニス界躍進の実を結ぶため、他スポーツ団体に先駆けて、平成10年より毎年の秋分の日を「テニスの日」と制定し、テニスの普及、発展を強力に推進するための諸行事を実施いたしました。

テニス界が大同団結して『テニスの日』を制定することで、テニスの楽しさやおもしろさを更に多くの人たちに広めて、健康で明るく生き甲斐ある社会づくりに寄与したいと考えております。それと同時に世界のトーナメントで活躍できる選手を数多く育て、競技を観戦するなかから、テニスへの共感を高めていくことも考えます。

また、テニス施設経営者が所有する施設の開放をはじめ、各協会に所属・登録している選手や指導者等のボランティア参加を求め、「一日体験」「一日入門」「テニスと触れ合う遊び」などを実施するほか、選手とファンの交歓会、特に将来プレーヤーを志す子供たちと選手のコミュニケーションの機会を設けながらテニス愛好者の新規創出と育成を図ってまいります。

第4年度となる本年は、「テニスの日」記念イベントを全国各地で数多く開催し、より多くの方々にテニスの楽しさを知っていただくための普及活動に焦点を絞った活動を推進していくため、協議会加盟団体による共同イベントの開催ならびに協議会加盟団体構成員による個別イベントを展開する予定であります。

なお、個別イベントにつきましては今年度より、9月23日に限定をすることなく、24日に振り替えることや、『テニスの日』ウィーク、『テニスの日』月間としての取り組みも認められることとなりましたので、より多くの事業者の参加を促して行きたいと考えております。

## 9. 地域テニス振興特別委員会

### ①公設民営への対応検討

最近の厳しい経済状況の影響を受け、民間テニスコートは減少傾向にありますが、公営テニスコートについては最近まで増加傾向にあるようです。（注1.平成12年5月の閣議決定を受け、今後の拡大は歯止めが掛かるものと思われませんが）

その公営コートにつきましては、地方自治体の厳しい財政状況と国が推進するPFI事業（公共施設等の設計、建設、維持、運営に民間の資金とノウハウを活用し、効率的で質の高い公共サービスの提供を図る新しい事業のスタイル）等の関係から、公共コートの管理・運営等の新しいスタイルを模索している自治体も中にはあるようで、その一つとして「公設民営」いわゆる公共施設の管理・運営を民間に委託するというケースがいくつか報告されております。

また、その委託について本協会加盟会員を通じて問い合わせがきている現実もありますが、本協会にこのような民間委託についての問い合わせ等があった場合の対応方法が確立されていないのが現状であります。

そこで、これからのテニス事業の発展を考える上で、どのような対応をすることがテニス事業者にとって必要であり、最善であるのかということ、今年度より調査・研究を行うための委員会を設置し、対応方法等を検討していく予定であります。

#### 注1

#### －民間と競合する公的施設の改革について－ 【平成12年5月26日閣議決定】

国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設（会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設で、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く。以下「施設」という。）について、累次の閣議決定に沿った措置を引き続き推進することとし、下記のように決定する。

#### 記

#### 1. 施設の新設及び増築の禁止

不特定の者が利用し得る施設の新設及び増築は禁止する。なお、現在、計画段階にあり、工事（設計を含む。）未着手のものについては、これを取り止める。

#### 2. 既存施設の廃止、民営化その他の合理化措置

官民のイコール・フッティング（税制を含めた同一競争条件の確保）の観点から、施設ごとの独立採算性を原則とし、一定の基準に基づいて個々の施設ごとに企業会計原則に準ずる特殊法人等会計処理基準により経営成績等を明確にし、早期（5年以内）に廃止、民営化その他の合理化を行う。

#### 3. 地方公共団体における措置の要請

地方公共団体についても、上記の措置に準じて措置するよう要請するものとする。

以上